

議案第61号 平成24年度習志野市一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出補正予算	補正前	5 1 6 億 4, 2 1 8 万 3 千円
	補正額	3 億 4, 8 2 5 万 1 千円
	補正後	5 1 9 億 9, 0 4 3 万 4 千円

- (歳出概要)
- ・ 災害復旧事業 (道路)
 - ・ 防犯灯事業
 - ・ 老人保護措置事業
 - ・ 障がい福祉課事務費
 - ・ 障がい者自立生活支援事業
 - ・ 障がい福祉費国県支出金過年度分返還金
 - ・ 子どもの医療費等助成事業
 - ・ 児童入所施設措置事業
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業
 - ・ 児童福祉費国県支出金過年度分返還金
 - ・ こども園整備事業
 - ・ 生活保護費国県支出金過年度分返還金
 - ・ 交通安全施設維持管理事業
 - ・ 市債管理基金積立金
 - ・ 職員給与費

2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	災害復旧事業 (道路)	33,065

3 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
(仮) 実籾5丁目公共施設取得費	4年	270,000

(変更)

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
(仮) 袖ヶ浦こども園整備事業	2年	950,000	2年	975,000

議案第62号 習志野市債権管理条例の制定について

本市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的に制定するものです。

《概 要》

対象債権	条例において「市の債権」とは金銭の給付を目的とする市の権利であり、強制徴収債権、非強制徴収公債権、私債権の全ての債権を対象とします。
市長の責務	市長は、法令並びに条例及び規則の定めるところにより、市の債権の適正な管理に努めなければなりません。
台帳の整備	市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければなりません。
滞納者に関する情報	市長は、滞納者情報の相互利用に関する規定を定め、債権管理の適正化を図るため利用します。
督促等	必要に応じて督促、滞納処分等を行います。
延滞金	強制徴収債権及び非強制徴収公債権については、延滞金の徴収に関する規定を定めます。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第63号 習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例の制定について

健康なまちづくりを推進するため、基本理念を明確にし、市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者の責務を定めることにより、それぞれが連携及び協働して、健康なまちづくりに取り組み、もって全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる社会を築くため、制定するものです。

《 概 要 》

基本理念	市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、主体的に取り組むよう努めるものとします。市、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者は、市民が継続的に健康づくりを楽しめるよう、地域社会全体として個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に連携及び協働して取り組むよう努めるものとします。
連携及び協働	市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者は、相互に連携及び協働を図り、健康なまちづくりに関する施策又は活動を実施するよう努めるものとします。
市の責務	長期計画その他各種施策に関する計画を策定し、これを推進します。
市民の責務	個人及び家族の状況に応じた健康づくりを積極的に行うよう努めるものとします。
市民活動団体の責務	自らの活動を通して、健康なまちづくりに寄与するよう努めるものとします。
事業者の責務	自らの活動を通して健康なまちづくりに寄与するとともに、従業員及びその家族の健康づくりのための職場環境の整備に努めるものとします。
健康づくり関係者の責務	自らの活動を通して保健指導、健康診断、予防接種その他の保健医療に関する正しい情報を提供し、公平に保健医療に係るサービスの提供を受けられるよう努めるものとします。
基本計画	健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画として、 ①からだの健康づくり②心の健康づくり③歯及び口腔の健康づくり ④個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に関する事項について定めます。
健康なまちづくり審議会	健康なまちづくりを推進するため、健康なまちづくり審議会を設置します。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第64号 習志野市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の制定について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の制定により、介護保険法が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定するものです。

条例で定める基準

- 1 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員
29人以下とします。
- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の資格
法人とします。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第65号 習志野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「地域主権一括法」といいます。）の制定により、介護保険法が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことから、省令で定められた基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

条例で定める基準のうち、独自基準

- 1 指定地域密着型サービスの事業の一般原則
地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センター等を連携先に追加します。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備
プライバシーに配慮を図ることができる場合は、定員を4人以下とし、多床室の整備を可能とします。
- 3 運営規程
習志野市暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団の排除を事業所の運営規程に定めることとします。
- 4 記録の整備
介護報酬の返還請求期限に合わせた文書保存期間とします。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第66号 習志野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

地域主権一括法の制定により、介護保険法が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことから、省令で定められた基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

条例で定める基準のうち、独自基準

- 1 指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則
地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センター等を連携先に追加します。
- 2 運営規程
習志野市暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団の排除を事業所の運営規程に定めることとします。
- 3 記録の整備
介護報酬の返還請求期限に合わせた文書保存期間とします。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第67号 習志野市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

地域主権一括法の制定により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されたことに伴い、国の省令で定めていた基準を国の定める基準を参酌して市の条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定するものです。

条例で定める基準

- 1 移動等円滑化（バリアフリー化）のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
国の基準と同様とします。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第68号 習志野市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

地域主権一括法の制定により、道路法等が改正されたことに伴い、国の政令及び省令で定めていた基準を国の定める基準を参酌して市の条例で定めることとされたことから、国の基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

条例で定める基準

- 1 市道の構造の技術的基準
国の基準と同様とします。
- 2 市道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法
次に掲げるもののほかは、国が定める基準と同様とします。
独自基準：警戒標識については、道路の形状等により必要があるときは、交通の安全と通行の円滑に支障のない範囲内で、2分の1まで縮小できることとします。
- 3 移動等円滑化（バリアフリー化）のために必要な道路の構造に関する基準
国の基準と同様とします。

（施行期日）

平成25年4月1日から施行します。

議案第69号 習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域主権一括法の制定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、国の省令で定めていた基準を国の定める基準を参酌して市の条例で定めることとされたことから、改正するものです。

条例で定める基準

- 1 一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準
国の基準と同様とします。

（施行期日）

平成25年4月1日から施行します。

**議案第70号 習志野市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

地域主権一括法の制定により、都市公園法が改正されたことに伴い、国の政令で定めていた基準を国の定める基準を参酌して市の条例で定めることとされたことから、改正するものです。

条例で定める基準

- 1 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準
国の基準と同様とします。
- 2 公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準
国の基準と同様とします。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第71号 習志野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

地域主権一括法の制定により、下水道法が改正されたことに伴い、国の政令で定めていた基準を国の定める基準を参酌して市の条例で定めることとされたことから、改正するものです。

条例で定める基準

- 1 公共下水道の構造の技術上の基準
国の基準と同様とします。
- 2 終末処理場の維持管理に関する基準
国の基準と同様とします。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第72号 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域主権一括法の制定により、公営住宅法等が改正されたことに伴い、国の政令及び省令で定めていた基準を国の定める基準を参酌して市の条例で定めることとされたこと及び福島復興再生特別措置法における居住制限者に対する特例規定等を追加することから、改正するものです。

- 1 地域主権一括法の制定に伴い次の基準を定めます。

条例で定める基準

- (1) 市営住宅及び共同施設の整備基準

国の基準と同様とします。

- (2) 入居者資格のうち入居収入基準

従前の国が定めていた入居収入基準と同様とします。

入居収入基準 15万8千円

(特に居住の安定を図る必要がある場合は、21万4千円)

- 2 福島復興再生特別措置法に規定されている居住制限者に対する市営住宅等への入居者資格の特例に関する規定を追加します。

- 3 新規に整備した泉団地の駐車場に関する規定を追加します。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第73号 習志野市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域主権一括法の制定により、地方公営企業法が改正されたことに伴い、資本剰余金の処分について条例で規定するため、改正するものです。

(改正の概要)

地方公営企業法の規定により政令で定められていた資本剰余金の取崩しについて、条例又は議会の議決で定めることとなりました。

資本剰余金の取崩しについて、従前と同様の会計処理を引き続き行うため、政省令に準じた規定を条例に規定するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。平成24年度決算から適用となります。

議案第74号 習志野市給水条例の一部を改正する条例の制定について

地域主権一括法の制定により、水道法が改正されたことに伴い、国の政令及び省令で定めていた基準を国の定める基準を参酌して市の条例で定めることとされたことから、改正するものです。

条例で定める基準

- 1 水道の布設工事監督者を配置する工事の範囲
国の基準と同様とします。
- 2 水道の布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準
国の基準と同様とします。

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第75号 習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画(第1期計画)」に基づき、習志野市立若松保育所及び習志野市立袖ヶ浦第二保育所を私立化するため、これらの保育所を条例から除く改正をするものです。

名称	位置
習志野市立若松保育所	習志野市東習志野2丁目13番2号
習志野市立袖ヶ浦第二保育所	習志野市鷺沼1丁目14番16号

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。

議案第76号 習志野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年2月1日から町の区域及び名称を変更することにより、習志野市立第一中学校の住所が変更されるため、改正するものです。

改正前の位置	習志野市谷津6丁目4番1号
改正後の位置	習志野市奏の杜1丁目13番1号

(施行期日)

平成25年2月1日から施行します。

議案第77号 習志野市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年2月1日から町の区域及び名称を変更することにより、習志野市中央消防署の管轄区域に「奏の杜1丁目から3丁目まで」を追加するものです。

(施行期日)

平成25年2月1日から施行します。

議案第78号 財産の無償貸付けについて（若松保育所用地）

若松保育所の私立化に伴い、保育所用地を無償で貸し付けるものです。

1 貸付けに供する土地の表示

所在地番	地目	地積
習志野市東習志野2丁目1番30	宅地	3,968.42㎡

2 貸付けの目的 保育所用地

3 貸付料 無償

4 貸付期間 平成25年4月1日から30年間。

ただし、更新することができるものとし、最初の更新は20年間、その後は10年間ごととする。

5 貸付けの相手方 船橋市鈴身町630番地2

社会福祉法人 すずみ会

理事長 田口 賢

議案第79号 財産の無償貸付けについて（袖ヶ浦第二保育所用地）

袖ヶ浦第二保育所の私立化に伴い、保育所用地を無償で貸し付けるものです。

1 貸付けに供する土地の表示

所在地番	地目	地積
習志野市鷺沼1丁目18番7	宅地	2,645.55㎡
習志野市鷺沼1丁目18番17	宅地	82.96㎡
合計		2,728.51㎡

2 貸付けの目的 保育所用地

3 貸付料 無償

4 貸付期間 平成25年4月1日から30年間。

ただし、更新することができるものとし、最初の更新は20年間、その後は10年間ごととする。

5 貸付けの相手方 千葉市緑区土気町1626番地5

社会福祉法人 千葉明徳会

理事長 福中 儀明

議案第80号 市道の路線認定及び廃止について

今回、認定する路線は1路線、廃止する路線は1路線です。

認定 1路線

認定理由	路線名
開発行為に伴うもの	東習志野5丁目 11-083号線

廃止 1路線

廃止理由	路線名
道路機能がないため	鷺沼5丁目 06-161号線

議案第81号 指定管理者の指定について（谷津バラ園等）

（指定管理者）

東京都墨田区押上一丁目12番1号

京成バラ園芸株式会社

（八千代市大和田新田755 八千代営業所）

八千代営業所長 清水 健 司

（指定の期間）

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

**議案第82号 専決処分した事件の承認を求めることについて
(反訴の提起について)**

平成23年12月9日に発生した交通事故に関し、平成24年8月1日付けで有限会社鈴木産業より藤沢簡易裁判所に提起された、本市を被告とする平成24年(ハ)第874号損害賠償(交通)請求事件について反訴を提起するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 相手方(反訴被告)

(1) 神奈川県藤沢市用田1117番1

有限会社鈴木産業

代表取締役 鈴木 正男

(2) 神奈川県海老名市●●●●●●●●

●● ●●

2 請求の趣旨

(1) 相手方は、市に対し、金129,093円及びこれに対する平成23年12月9日から完済に至るまで、年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の費用とする。

(専決処分日)

平成24年11月2日

議案第83号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成24年度習志野市一般会計補正予算(第4号))

衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙に係る経費を必要としましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算	補正前	515億9,439万4千円
	補正額	4,778万9千円
	補正後	516億4,218万3千円

- (歳出概要)
- ・職員給与費
 - ・衆議院議員選挙

(専決処分日)

平成24年11月16日

議案第84号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の構成団体である「大網白里町」が、平成25年1月1日から市制施行し、「大網白里市」になるため、規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正を行うものです。

この規約改正については、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、同法第290条の規定によりこれを市議会に提案するものです。

(施行期日)

平成25年1月1日から施行します。